

第8期「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」（素案）
に対するパブリックコメントによる意見の概要

令和3年（2021年）2月

北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課

1 パブリックコメント実施

- (1) 意見募集期間
令和2年(2020年)12月14日(月)～令和3年(2021)1月14日(木)
- (2) 意見募集方法
- 次の場所等での資料の閲覧及び配付
 - ・北海道ホームページ
 - ・北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課
 - ・北海道行政情報センター
 - ・各総合振興局及び各振興局行政情報コーナー
 - ・ " 保健環境部社会福祉課
 - ・ " 企画総務課、地域保健室企画総務課
 - 関係団体に対し、意見募集の通知

2 意見の反映状況等

- (1) 提出者数 : 計 10 (個人1、団体9)
- (2) 意見の総件数 : 計 77 (個人27、団体50)

【項目別意見数】

区分	項目	意見の数
第1	計画の基本的事項	4
第2	高齢者等の現状と将来推計	8
第3	サービス提供体制の現状と評価	2
第4	計画推進のための基本的事項	1
第5	サービスの量の見込みと基盤整備	0
第6	計画推進のための具体的取組	60
その他	その他計画に記載のないもの	2
	合計	77

3 意見の反映状況

区分	項目	意見の数
A	意見を受けて素案を修正したもの	9
B	素案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	37
C	素案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの	23
D	案に取り入れなかったもの	8
E	素案の内容についての質問等	0
合計		77

4 主な意見と対応状況等（その1）

意見の概要	意見に対する道の考え方	区分
<p>○要介護者等の現状と推計 現状をより正確に記載するため、介護支援専門員実務研修受講試験の合格者数について、平成30年の受験資格の変更後、500名以下で推移していることを追記してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、介護支援専門員数の現状をより詳細に記載するため、受験資格変更後の登録者数について追記いたします。</p>	A
<p>○介護給付等対象サービス 居宅サービスの中に居宅療養管理指導がないため、入れていただきたい。</p>	<p>第7期計画の推進状況（実績）は、主なサービスを掲載しており、居宅療養管理指導は記載しておりませんが、指定サービスの事業所の状況を掲載しているほか、資料編で計画期間中のサービス見込量を掲載することとしております。</p>	B

4 主な意見と対応状況等（その2）

意見の概要	意見に対する道の考え方	区分
<p>○介護サービス提供基盤の整備 一人暮らしで重度の要介護状態になっても、住み慣れた自宅で最期まで暮らせるための仕組みを各日常生活圏域に作るための整備目標（小規模多機能居宅介護、定期巡回随時対応型介護看護等を含む訪問等）を計画に盛り込むこと。</p>	<p>日常生活圏域ごとの居宅サービスなどの介護給付等対象サービスの量の見込みは、各市町村の計画に定めることとなりますが、道の計画においても、定期巡回・随時対応型訪問介護や小規模多機能型居宅介護の普及促進を盛りこむなど、在宅生活を支える多様な介護サービスが日常生活圏域を単位として提供される体制づくりを進めてまいります。</p>	B
<p>○人材確保策の充実・業務改善の推進 介護人材の確保・定着を促進するための資格取得費用補助などの処遇改善策を制度化すること。</p>	<p>道では、介護未経験者に対する資格取得費用の支援のほか、介護事業所が実施する各種研修や代替職員を配置する取組に対する助成などを実施しており、引き続き、関係者と一体となって実効性ある取組を進めてまいります。</p>	B
<p>○人材確保策の充実・業務改善の推進 介護支援専門員の定着及び事業継続のため、処遇改善と地域における配置を進めるべき。</p>	<p>道では、地域に必要な介護支援専門員を確保するため、受験者の確保策、従事者の処遇改善やICTの導入等による業務負担の軽減、資格の維持に係る法定研修の負担軽減等、様々な対策を講じるよう国へ要望しているところであり、今後も、状況を注視するとともに、必要に応じて国へ要望してまいります。</p>	C
<p>○サービスの質の確保・向上 「介護サービス情報の公表と評価」について、従来の外部評価と運営推進会議で行う外部評価のいずれかの選択は、都道府県の実情を鑑み決めることとしてください。</p>	<p>国は、事業者の負担を軽減しながらも、良質なサービスが提供されるよう認知症グループホームの外部評価について、これまでの外部評価機関による評価に加え、運営推進会議の活用による評価の実施を進めているものと承知しています。今後、道では、国の関係基準・通知の改正内容等を踏まえ、必要に応じ、外部評価の実施回数の取り扱い等を検討してまいります。</p>	C

4 主な意見と対応状況等（その3）

意見の概要	意見に対する道の考え方	区分
<p>○認知症施策の推進 認知症の初期段階で最初に気づき、介護することになる家族に対して、介護保険申請等の手続きのみならず、認知症の基礎知識や介護を行う上での留意点等をホームページで発信してもらいたい。</p>	<p>市町村においては、認知症に関する基礎知識や身近な相談先の案内に加え、活用可能な医療・介護等のサービスをまとめた認知症ケアパスの作成に取り組んでおり、道内では半数超の市町村がホームページ等で広く周知しております。</p> <p>道としては、未作成となっている市町村への働きかけはもとより、作成済みの市町村に対しても積極的な活用を求めるなど、その普及促進に努めてまいります。</p>	B
<p>○認知症施策の推進 認知症疾患医療センターの全道域における早急な設置と専門医の養成を進めていくことについて明記すべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、認知症疾患医療センターの設置方針を明記し、具体的な目標値も掲載することとします。</p> <p>なお、専門医の養成については、「認知症サポート医の養成」として掲載しております。</p>	A
<p>○高齢者のニーズに応じた多様な住まいの確保 「有料老人ホームの設置を促進する」とあるが、有料老人ホーム等の高齢者住宅の設置にあたっては、市町村の整備状況や意見を勘案し、計画的な整備を推進していただきたい。</p>	<p>特定施設入居者生活介護の指定を受け、介護保険が適用されるサービスを提供する有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅については、法に基づき圏域ごとに必要利用定員総数を定め、計画的に整備を行っております。</p> <p>なお、多様な住まいの確保の観点から、安心して居住できる住宅型の有料老人ホームなどの設置も促進することとしており、「北海道有料老人ホーム設置運営手続き要領」では、有料老人ホームの設置予定者に対して、道へ事前協議を行う前に、設置予定市町村と十分な協議を行うことを求めています。法律上、総量規制等の対象とはなっていません。</p>	C

4 主な意見と対応状況等（その4）

意見の概要	意見に対する道の考え方	区分
<p>○介護予防・生活支援サービスの充実 「地域包括支援センターの適切な運営を図るため、業務量に見合った人員配置及び処遇、センター間（以下略）」の下線部の文言を追加いただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、地域包括支援センターの適切な運営について「及び処遇」を追加いたします。</p>	<p>A</p>
<p>○高齢者の権利擁護 「特殊詐欺被害防止」に関する文言を入れる。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「特殊詐欺被害防止」に関する文言を追記いたします。</p>	<p>A</p>
<p>○災害・感染症に係る体制整備 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、経営困難となった介護事業者に対してその実態を把握し、関係者の声を聴いたうえできめ細かい救済策を講じること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に関する対応について、道では、介護サービス事業所等において感染症対策を徹底した上で介護サービスを継続して提供するための割増費用が生じる場合の「かかりまし」経費に対する支援や、在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成、また感染症の影響による収益減に対しては、持続化給付金等の活用の周知等を行っております。</p>	<p>B</p>